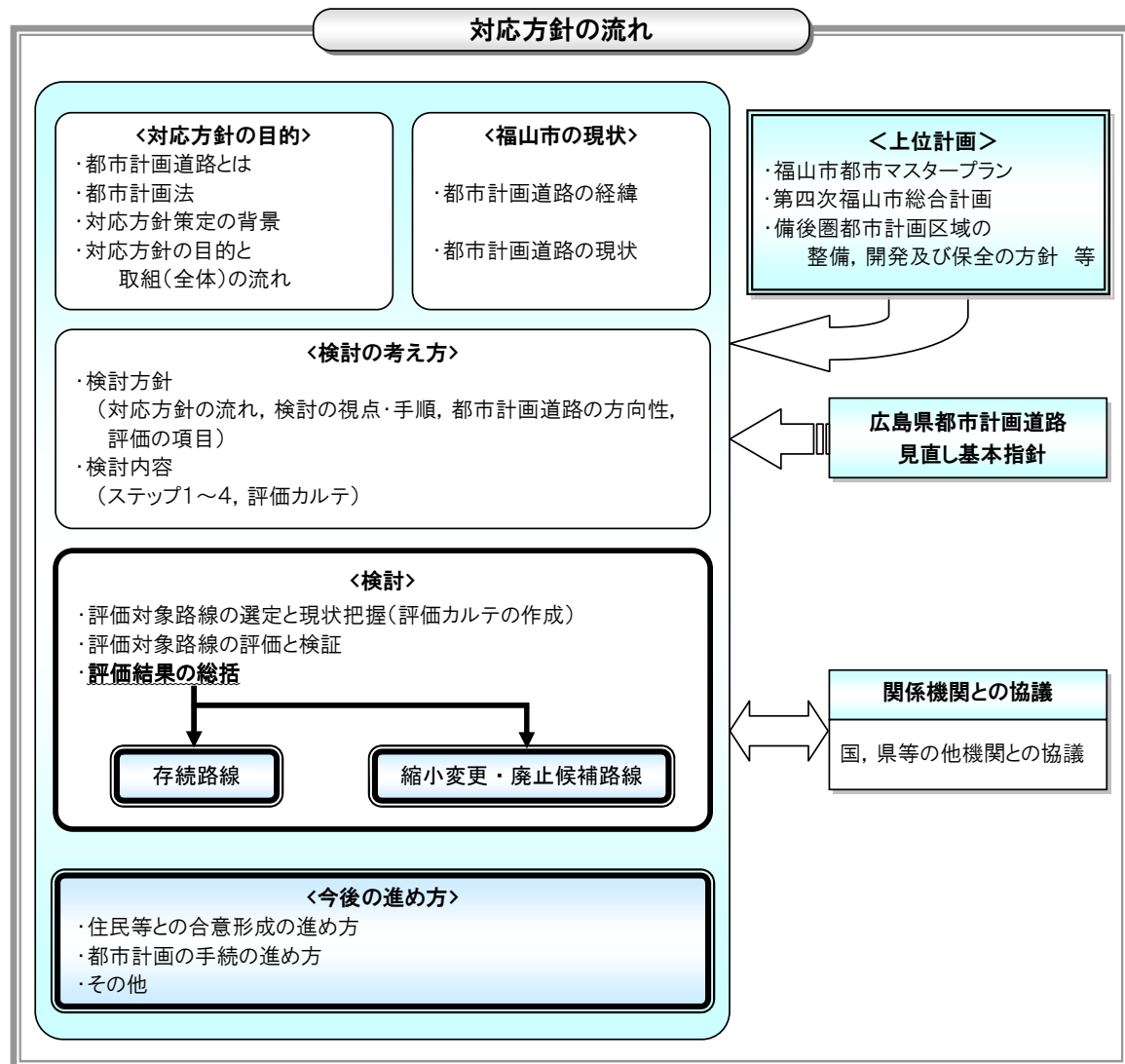


第3章 長期未着手都市計画道路検討の考え方

1 検討方針

(1) 対応方針の流れ

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針」では、福山市の都市計画道路の現状を踏まえ、めざすべき将来都市像を示した「福山市都市マスタープラン」や「第四次福山市総合計画」、「備後圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画に即し、また、広島県が策定した「広島県都市計画道路見直し基本指針」に基づき、次の流れにより長期未着手都市計画道路の存続及び縮小変更・廃止候補について検討を行います。



広島県都市計画道路見直し基本指針との関係

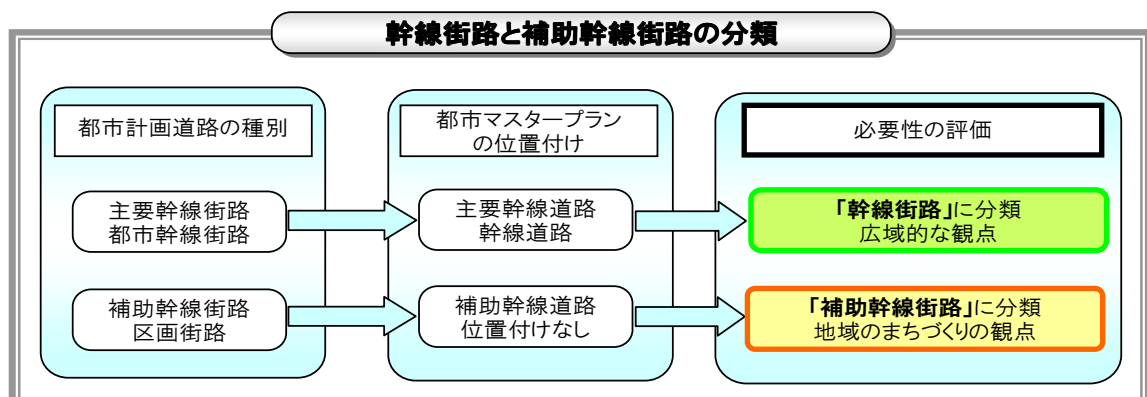
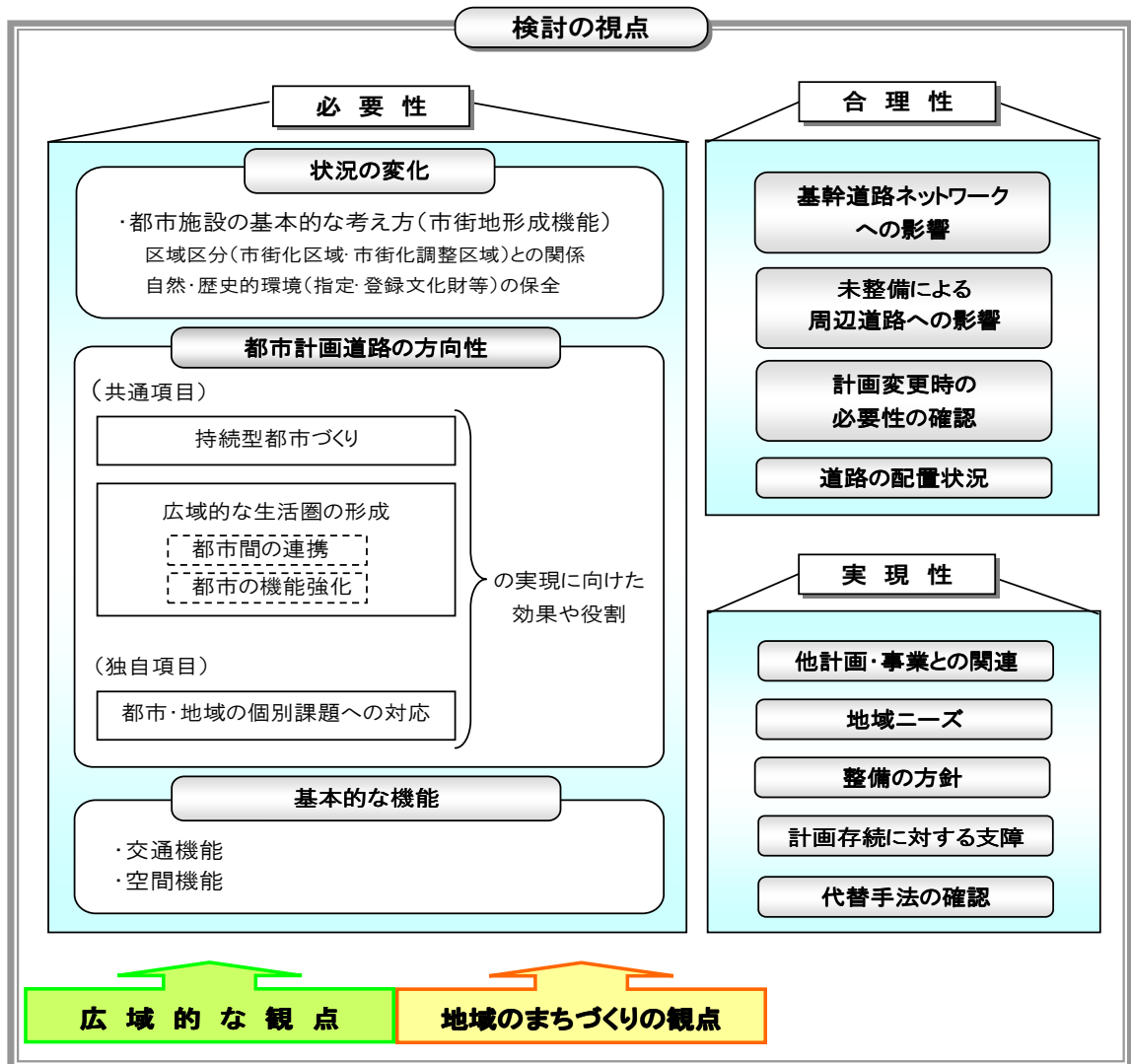
広島県において、県と各市町が協働で都市計画道路の検討を行うための方向性を示した「広島県都市計画道路見直し基本指針」が策定されました。

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針」は、この基本指針に基づき福山市の状況に応じて策定します。

(2) 検討の視点

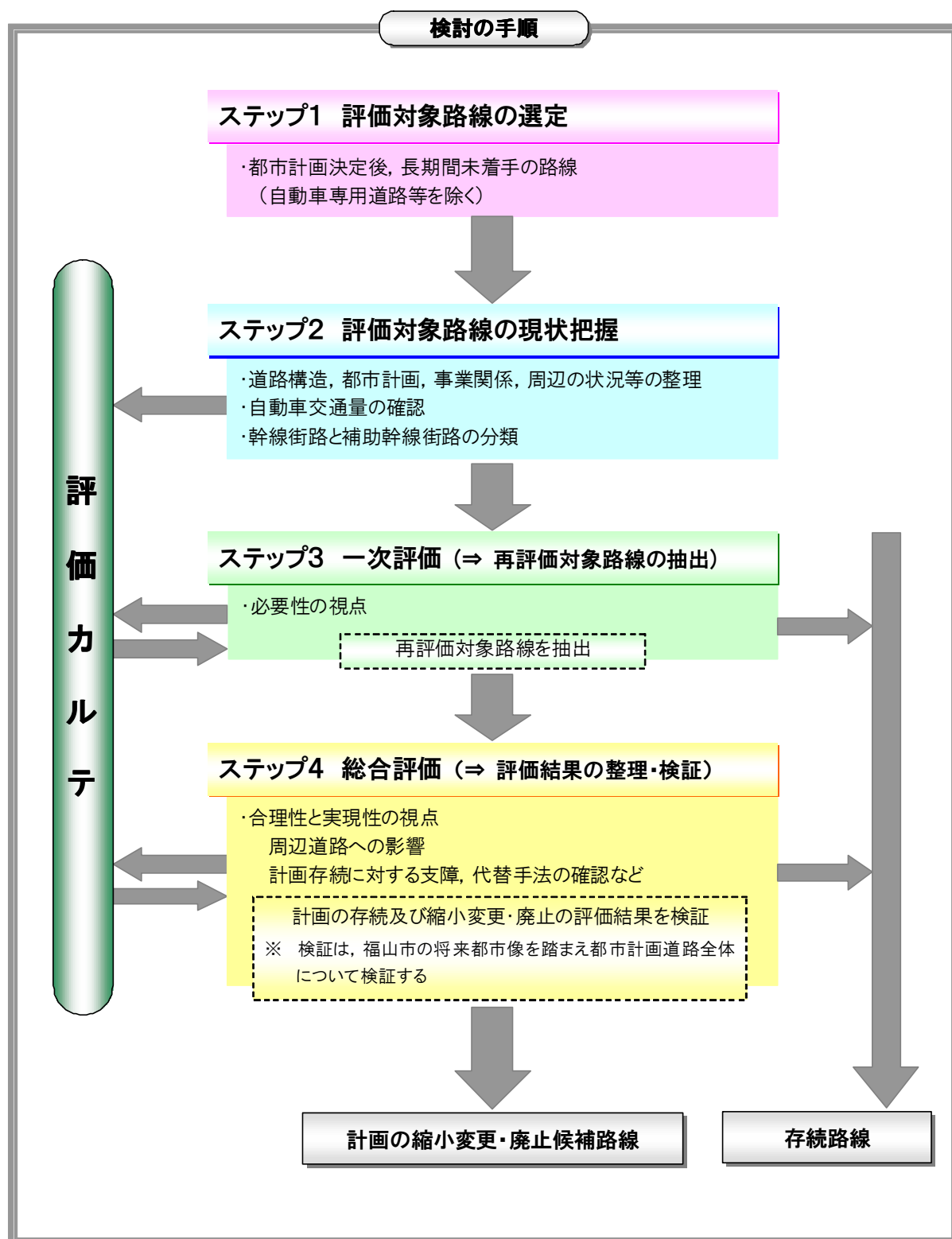
検討に当たっては次の必要性、合理性及び実現性の各視点から、福山市の状況に応じて検討を行います。

また、都市計画道路の役割等は、広域交通を処理する道路から生活に密着した道路まで様々であることから、都市計画道路の位置付けに応じて、評価対象路線を幹線街路と補助幹線街路に分類します。そして、幹線街路は広域的な観点から、補助幹線街路は地域のまちづくりの観点から評価します。



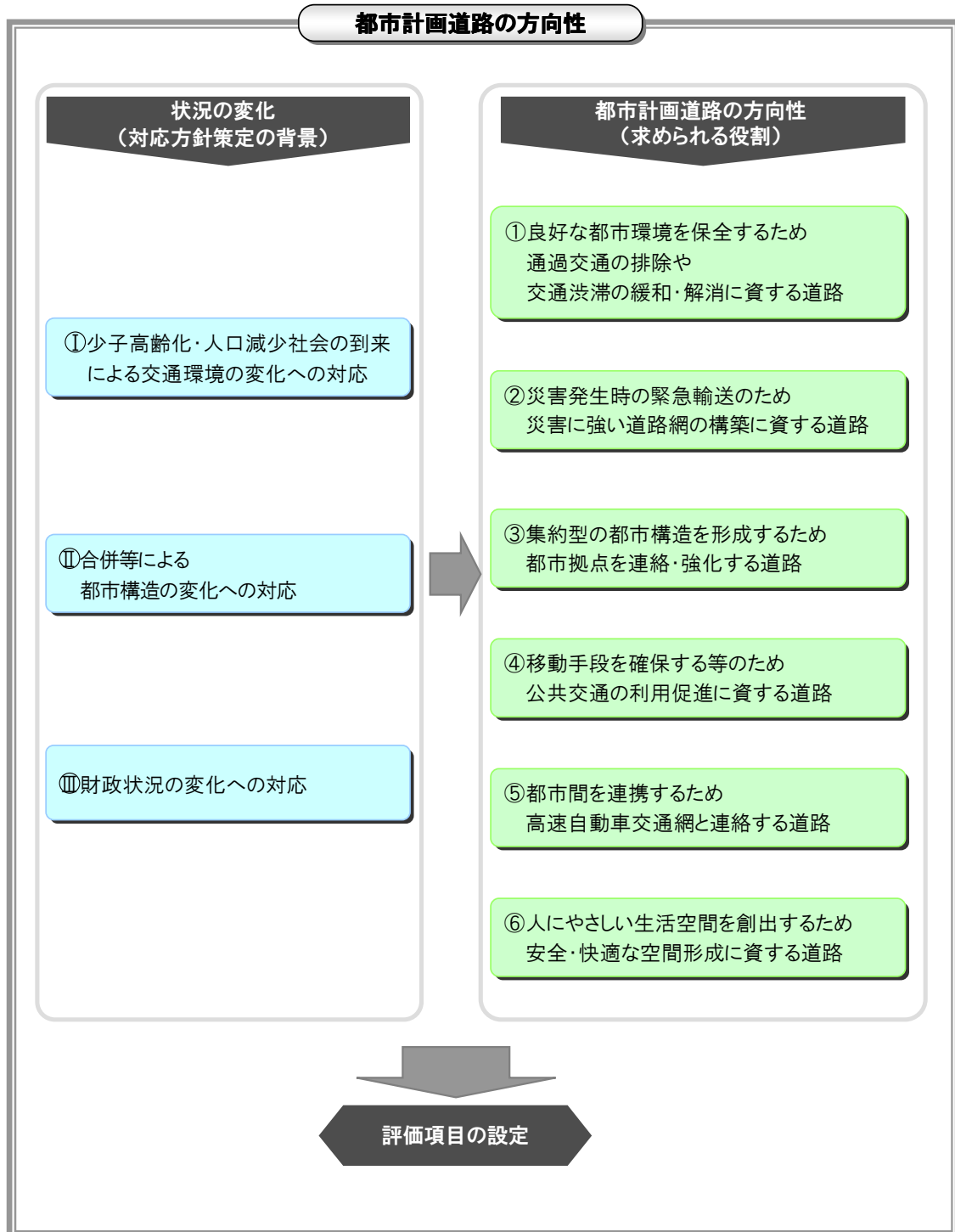
(3) 検討の手順

検討は次のステップ1からステップ4の手順により進めていきます。



(4) 都市計画道路の方向性(求められる役割)

今後の都市計画道路の方向性（求められる役割）は、状況の変化（対応方針策定の背景）を踏まえ「備後圏都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」における交通施設の都市計画決定の方針や「福山市都市マスタープラン」における交通施設整備の方針に即して定めます。



(5) 評価の項目

一次評価及び総合評価の評価項目は、状況の変化（対応方針策定の背景）や都市計画道路の方向性（求められる役割）、都市計画道路の基本的な機能を踏まえて、「広島県都市計画道路見直し基本指針」において示された評価項目に追加等を行い、表－８，表－９，表－１０及び表－１１の評価項目とします。

① 一次評価の評価項目

◆ 状況の変化に対応する評価（補助幹線街路）

表－８ 一次評価の評価項目（状況の変化に対応する評価）

類型	評価の視点	評価の項目	背景との関係
状況の変化	都市施設の基本的な考え方 (市街地形成機能)	区域区分(市街化区域・市街化調整区域)との関係からの評価	①,②,③
		自然・歴史的環境(指定・登録文化財等)等の保全からの評価	②

◆ 広域的な観点（幹線街路）

表－９ 一次評価の評価項目（広域的な観点）

類型	評価の視点		評価の項目	方向性との関係
都市計画道路の方向性	持続型都市づくり		都市内の交通混雑緩和に寄与する道路	①
			公共交通機関(路線バス)のサービスが高い道路及びサービスを向上させる計画のある道路	④
			JR在来線駅及びゾーンバスシステムの乗り継ぎターミナルへのアクセス道路	④
	広域的な生活圏の形成	都市間の連携	隣接市町の拠点と都心地区及び地域拠点を連絡する道路	③,⑤
			高次医療ネットワークを支える道路	③,⑤
			広域公共交通機関(高速バス)のサービスがある道路及び今後提供が考えられる道路	④,⑤
			広域交通拠点と都心地区及び地域拠点を連絡する道路	③,④
		都市の機能強化	都心地区と地域拠点及び地域拠点間相互を連絡する等の都市の骨格を形成する道路	③
			放射・環状道路等の都市の骨格を形成する道路	①,③,⑤
	都市の個別課題への対応		交通安全に寄与する道路	⑥
な基本的	交通機能	交通処理機能の高い道路	①,③,⑤	
		産業拠点へのアクセス道路	③,⑤	
		余暇活動拠点へのアクセス道路	③,⑤	
	空間機能	防災活動及び緊急活動を支援する道路	②,⑤	

◆地域のまちづくりの観点(補助幹線街路)

表-10 一次評価の評価項目(地域のまちづくりの観点)

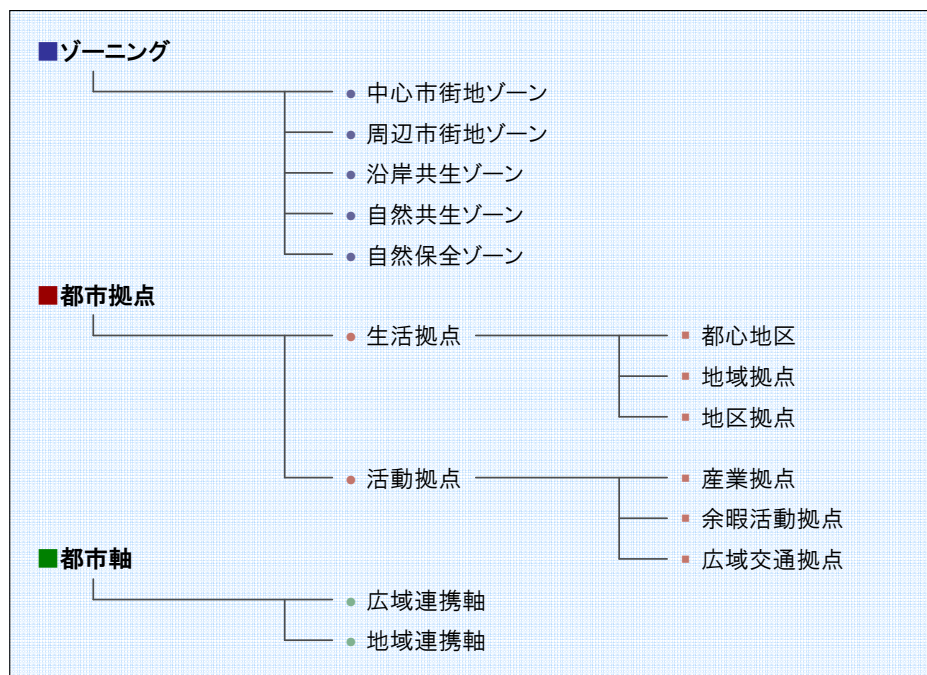
類型	評価の視点		評価の項目	方向性との関係
都市計画道路の方向性	持続型都市づくり		公共交通機関(路線バス)のサービスが行われている道路	④
			歩行者及び自転車の安全で快適な通行空間が確保された道路	⑥
			沿道環境の向上に寄与する道路	⑥
	活広域的な形成	都市間の連携	—	
		都市の機能強化	地域拠点の骨格を形成する道路	③
	市街地の活性化に寄与する道路		③,⑤	
	地域の個別課題への対応		都心地区及び地域拠点と地区拠点の連携を強化する道路	③
			交通安全に寄与する道路	⑥
な基機本的	交通機能		地域内の主要拠点(公共・公益施設, 大規模小売店舗等)を連絡する道路	③
	空間機能		延焼遮断及び災害避難路となる道路	②,⑥
			消防活動困難区域の解消を図る道路	⑥

②総合評価の評価項目

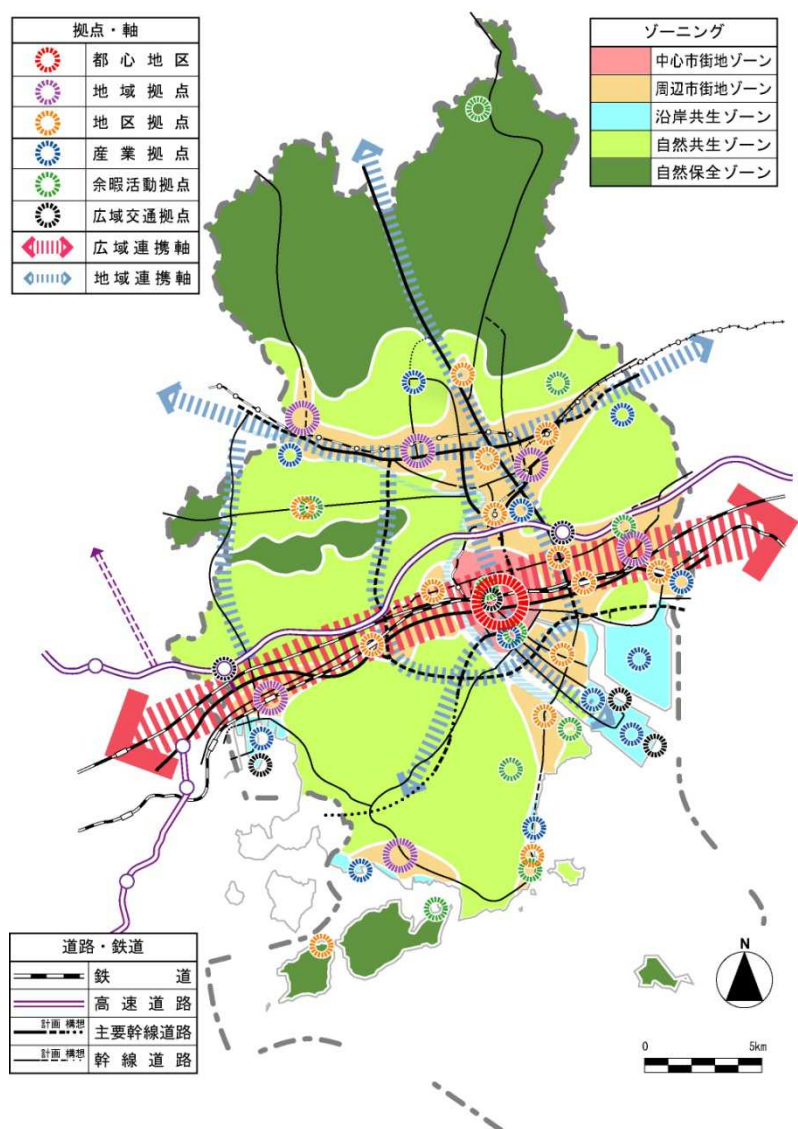
表-11 総合評価の評価項目

評価の視点		評価の項目
合理性の視点	基幹道路ネットワークへの影響	再評価対象路線が基幹道路ネットワークに含まれていないかを確認
	未整備による周辺道路への影響	再評価対象路線が未整備の場合の交通量(H42年推計)
		再評価対象路線が未整備の場合の混雑度(H42年推計) 〔混雑度により周辺道路への影響を評価〕
	計画変更時の必要性の確認	近年に根本的な都市計画の変更を行っている場合は変更時の必要性を確認
実現性の視点	道路の配置状況	周辺道路の配置状況を確認
	他計画・事業との関連	他計画・事業等との関連の有無
	地域ニーズ	道路整備に対する住民ニーズの有無
	整備の方針	必要性・合理性・実現性の視点からの評価
	計画存続に対する支障	公共・公益施設, 密集市街地, 商店街, 歴史・文化・景観資源の有無 〔整備の方針と計画存続に対する支障の各視点を比較検討し, 支障の程度を〕 総合的に評価
	代替手法の確認	再評価対象路線の代替機能を確保できるかを確認

■ 福山市の都市構造の体系(福山市都市マスタープランより)



■ 福山市の都市構造図(福山市都市マスタープランより)



2 検討内容

(1)ステップ1(評価対象路線の選定)

ステップ1では、表－12の選定基準に掲げるものを除いた路線を評価対象路線として選定します。

表－12 選定基準

整備済路線	全線において道路用地が計画幅員のとおりに確保され、一般の通行の用に供している路線(なお、他路線が接続するために当該路線の区域として定められたものは除く)
事業中路線	工事中であることのほか、都市計画事業の認可及び当該事業の実施に伴い地元説明等が実施済みの区間を含めると、全線において整備済みとなる路線
種別外路線	都市計画において自動車専用道路及び特殊街路として位置付けられた路線(なお、全線又は未整備の区間が自動車専用道路に接続するために位置付けられた幹線街路を含む)
未長期路線	「福山市長期未着手都市計画道路対応方針」を策定する予定の2014年(平成26年)3月31日を基準日として、当初決定から20年に満たない路線

路線選定の考え方

○事業中路線の考え方

現在、事業が行われている路線については、地元関係者等へ事業や工事に関する説明を行いながら事業完了に向けて進捗していることに加え、事業中のものは別途、事業の再評価を行い継続又は休止・中止を含めた検討を行っていることから、評価の対象外とします。

○種別外路線の考え方

自動車専用道路（これに接続するための幹線街路を含む）については、福山市のみならず市域や圏域を越えて、広域で機能する道路であることから、評価の対象外とします。

また、特殊街路については専ら歩行者等の道路であり、地域の実情に応じて定められるもので、個別の対応となることから、評価の対象外とします。

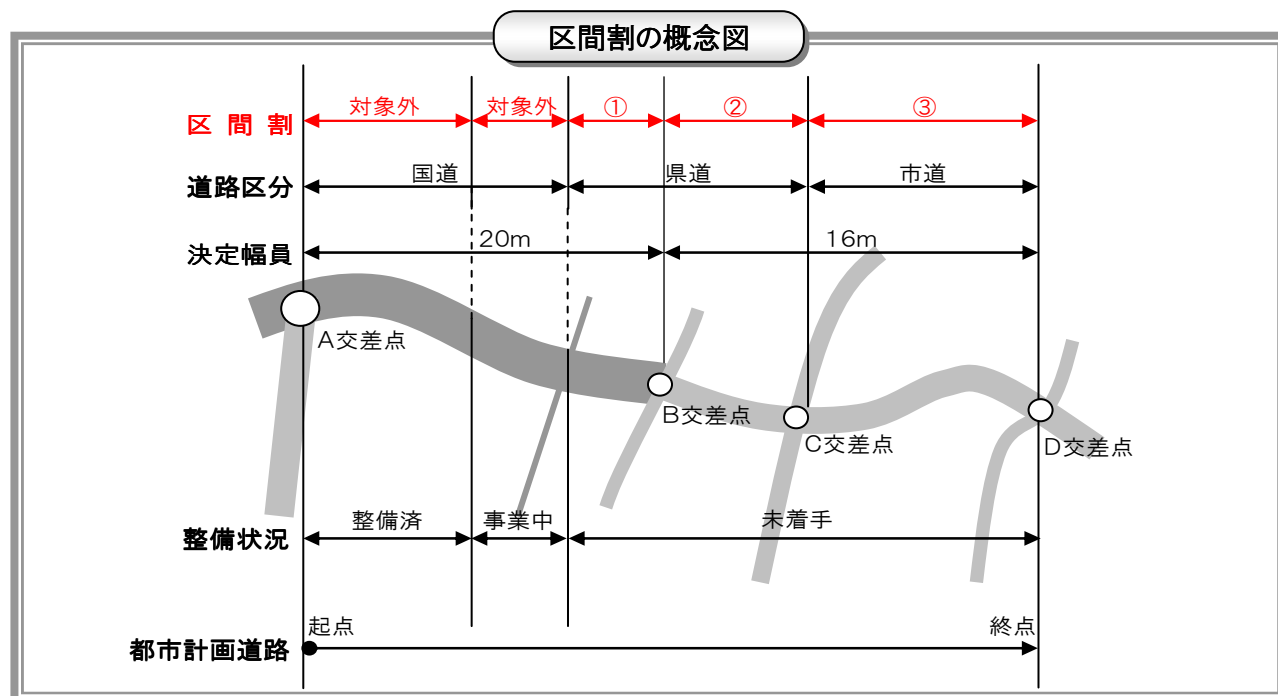
○未長期路線の考え方

都市施設の計画の目標年次は概ね20年後を目標として都市計画を定めることが望ましい（都市計画運用指針）とされていることから、当初決定から20年に満たない路線は評価の対象外とします。

なお、年月日で表すと1994年（平成6年）4月1日以降に都市計画決定された路線が評価の対象外となります。

(2)ステップ2(評価対象路線の現状把握)

ステップ2では、図－13のように評価対象路線を区間に分割し、表－13の項目について現状把握を行い「評価カルテ」に整理します。



図－13 区間割の概念図

表－13 現状把握項目

項 目		項 目
道路構造		①延長(m)
		②幅員(m)
		③車線数
都市計画決定の経緯	当初	決定年月日
		決定の主旨
		道路幅員
		幹線道路種別
	変更の経緯	①変更年月日及び変更の主旨
		②変更年月日及び変更の主旨
		③変更年月日及び変更の主旨
		④変更年月日及び変更の主旨
上位計画		第四次福山市総合計画での位置付け
		備後圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針での位置付け
		福山市都市マスタープランでの位置付け
		上位計画
		広島県広域道路整備基本計画及び広島県道路整備計画での位置付け
		その他の都市計画に関する計画での位置付け
		進捗状況
		現道の有無と現道幅員
自動車交通量		現況(H22)交通量(混雑度)
		将来(H42)交通量(混雑度)
代替路線の有無		有無
		代替路線名
評価の分類		幹線街路と補助幹線街路の分類
		都市計画法第53条の許可件数
沿道状況		用途地域
		土地区画整理事業、地区計画等の有無

区間割の考え方

- 区間割は、都市計画道路の道路区分、決定幅員、主要な交差点、整備状況等により、図－13のように路線を区間に分割します。
- 主要な交差点とは、都市計画道路との交差点及び国道・県道（車両の相互通行に著しい支障のない幅員等が確保されている区間、又は広島県道路整備計画2011において整備予定の区間）との交差点とします。
- 整備済と事業中の区間は評価の対象区間から除きます。

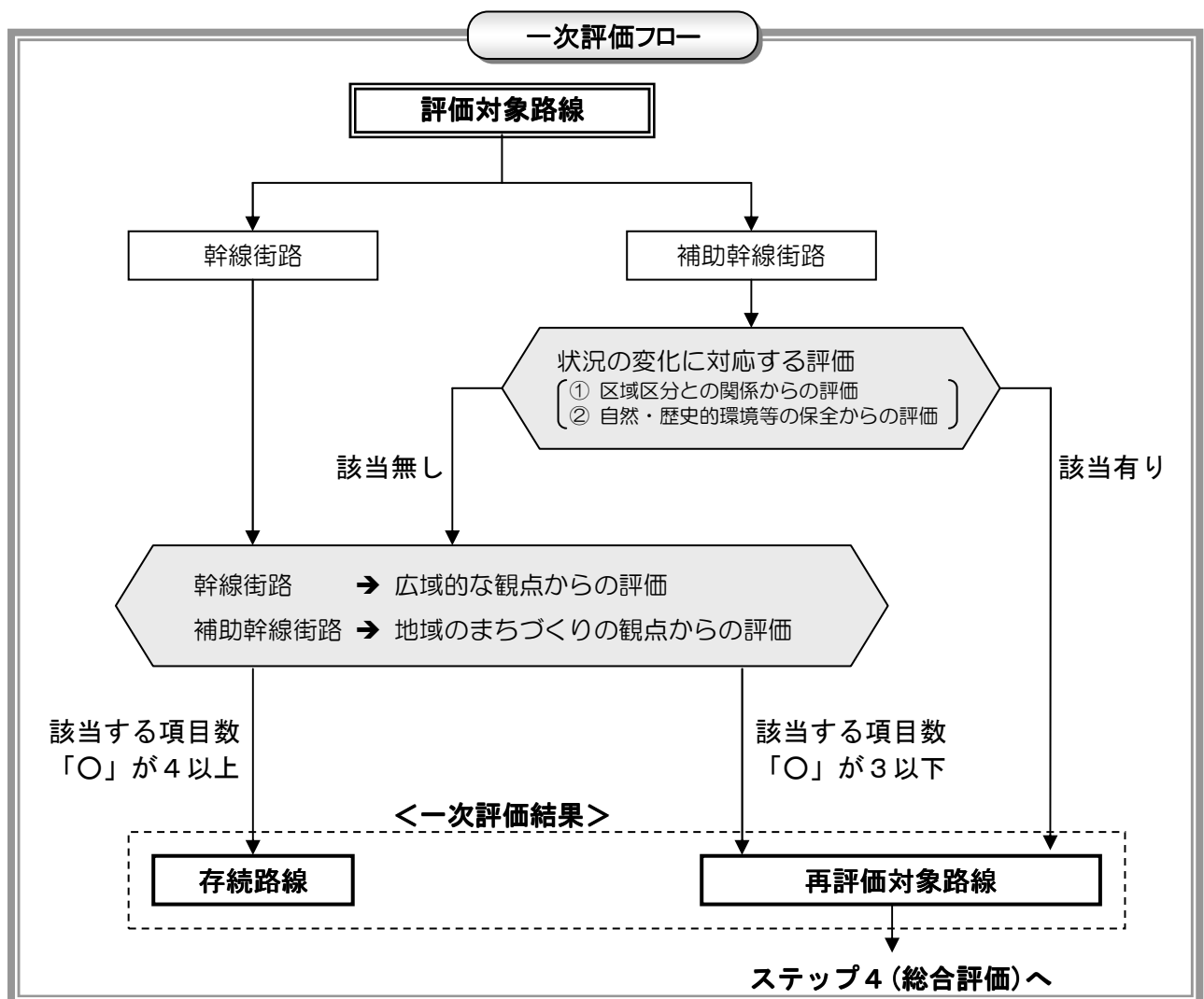
(3)ステップ3(一次評価)

ステップ3では、図－14の一次評価フローのとおり評価対象路線を幹線街路と補助幹線街路に分類し、まず、補助幹線街路は状況の変化に対応するため、過半が市街化調整区域内にある場合又は良好な自然的環境や重要な歴史的環境、地域にとって重要な景観等がある場合は、再評価対象路線としてステップ4の総合評価を実施します。

次に、幹線街路は広域的な観点から、状況の変化に対応する評価に該当無しの補助幹線街路は地域のまちづくりの観点から、区間ごとに評価カルテに整理します。

評価カルテにおいて、該当する項目数「○」が4以上の場合には存続路線とし、該当する項目数「○」が3以下の場合は再評価対象路線として、ステップ4（総合評価）の評価を実施します。

※「広島県都市計画道路見直し基本指針」では、一次評価の基準値として該当する項目数4以上で存続路線、該当する項目数3以下で再評価対象路線としています。



図－14 一次評価フロー

一次評価の考え方

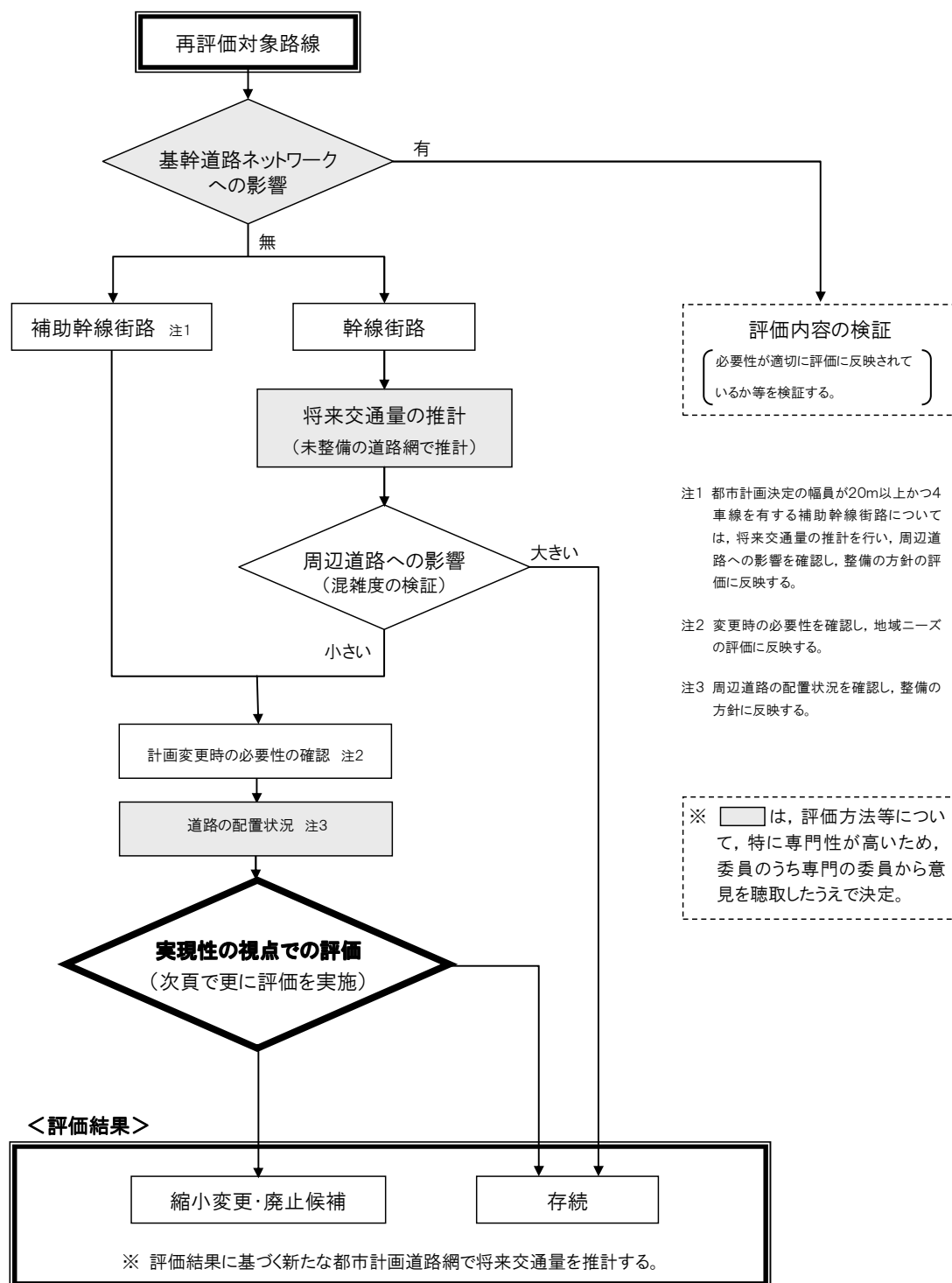
一次評価は、将来に向けた都市計画道路の「必要性」について評価を行うものであり、状況の変化や、都市計画道路の方向性、基本的な機能について、広域的な観点や地域のまちづくりの観点から評価・検証を行っています。

(4)ステップ4(総合評価)

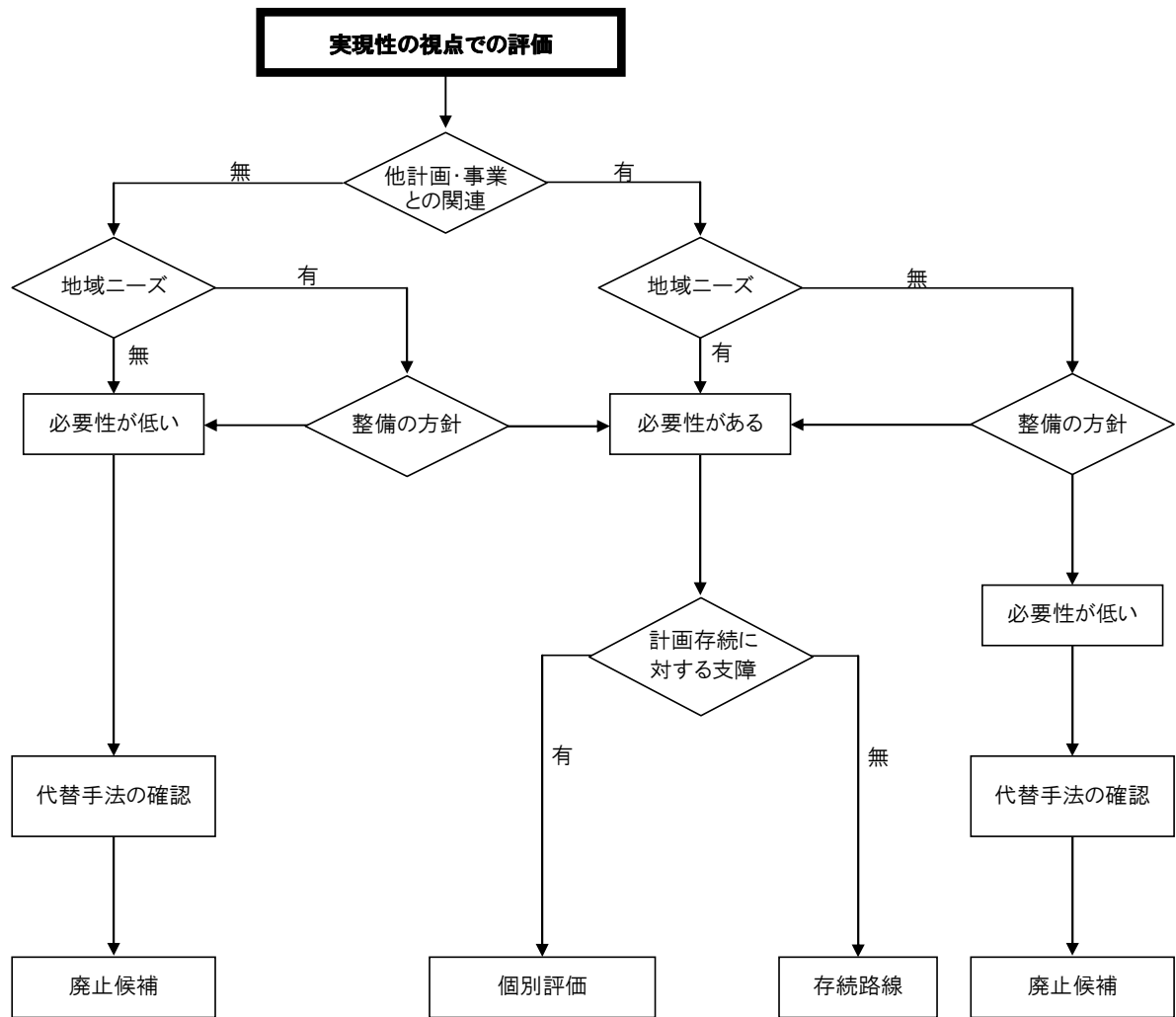
ステップ4では、図－15、図－16の総合評価フローのとおり再評価対象路線として抽出した路線・区間について、合理性の視点及び実現性の視点から、区間ごとに評価カルテに整理します。

そして、総合評価の結果として存続及び縮小変更・廃止候補を整理します。

なお、図－16、表－14については、例として実現性の評価の概念を示したものです。



図－15 総合評価フロー



図－16 総合評価フロー（概念図）

表－14 実現性の視点での評価

他計画・事業との関連	地域ニーズ	整備の方針	計画存続に対する支障	代替手法の確認	判定
有	有	必要性がある	有	—	個別評価
			無	—	存続
	無	必要性がある	有	—	個別評価
		必要性が低い	無	—	存続
無	有	必要性がある	有	確認	廃止候補
			無	—	存続
	無	必要性がある	有	—	個別評価
		必要性が低い	無	—	存続

※ 個別評価では、他計画・事業との関連、地域ニーズ、整備の方針及び計画存続に対する支障の各項目の内容(程度等)を考慮して決定します。

総合評価の考え方

総合評価は、一次評価において「必要性」が低いと評価された路線・区間について、「合理性」及び「実現性」の視点から、計画の存続及び縮小変更・廃止に伴う影響について、総合的に評価するものです。したがって、総合評価は必要性に加え、様々な視点で検証を行うものです。

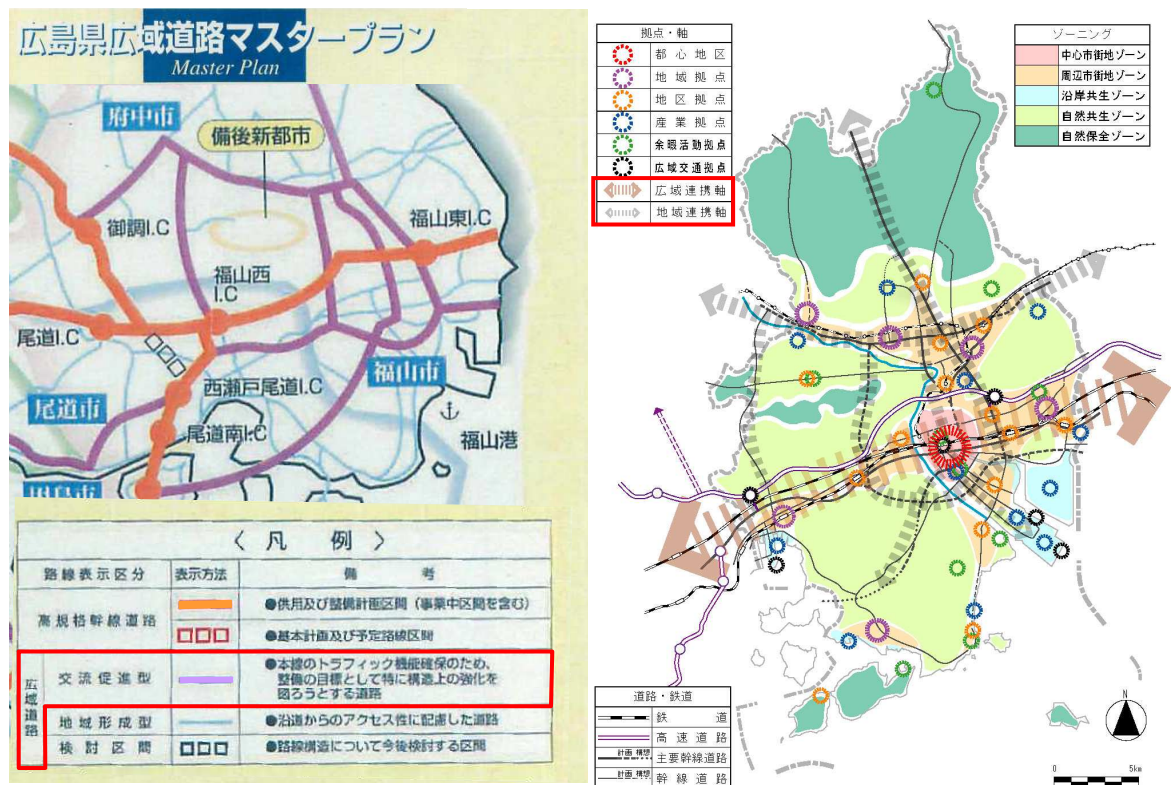
(5) 評価カルテ(様式)

■路線番号及び路線名								区間番号		①	②	③	④	⑤	⑥				
■道路区分																			
■評価対象路線の起点及び終点		起点:						終点:											
■評価対象路線、区間の位置																			
(Ⅰ) 現状把握	道路構造	① 延長(m)																	
		② 幅員(m)																	
		③ 車線数																	
	都市計画決定の経緯	当初	決定年月日																
			決定の主旨																
			道路幅員																
			幹線道路種別																
		変更の経緯	① 変更年月日及び変更の主旨																
			② 変更年月日及び変更の主旨																
			③ 変更年月日及び変更の主旨																
			④ 変更年月日及び変更の主旨																
	上位計画	第四次福山市総合計画での位置付け																	
		備後圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針での位置付け																	
		福山市都市マスタープランでの位置付け																	
		広島県広域道路整備基本計画及び広島県道路整備計画での位置付け																	
	その他の都市計画に関する計画での位置付け																		
	進捗状況																		
	現道の有無と現道幅員																		
	自動車交通量	現況(H22)交通量（混雑度）																	
		将来(H42)交通量（混雑度）																	
	代替路線の有無	有無																	
		代替路線名																	
	評価の分類	幹線街路と補助幹線街路の分類																	
	都市計画法第53条の許可件数																		
	沿道状況	用途地域																	
		土地区画整理事業、地区計画等の有無																	
(Ⅱ) 一次評価	広域的な観点	都市計画道路の方向性	持続型都市づくり	都市内の交通混雑緩和に寄与する道路															
				公共交通機関(路線バス)のサービスが高い道路及びサービスを向上させる計画のある道路															
			広域的な生活圏の形成	都市間の連携	JR在来線駅及びゾーンバスシステムの乗り継ぎターミナルへのアクセス道路														
					隣接市町の拠点と都心地区及び地域拠点を連絡する道路														
					高次医療ネットワークを支える道路														
				都市の機能強化	広域公共交通機関(高速バス)のサービスがある道路及び今後提供が考えられる道路														
					広域交通拠点と都心地区及び地域拠点を連絡する道路														
					都心地区と地域拠点及び地域拠点間相互を連絡する等の都市の骨格を形成する道路														
			放射・環状道路等の都市の骨格を形成する道路																
			都市の個別課題への対応			交通安全に寄与する道路													
		基本的な機能	交通機能		交通処理機能の高い道路														
					産業拠点へのアクセス道路														
					余暇活動拠点へのアクセス道路														
		空間機能			防災活動及び緊急活動を支援する道路														
	地域のまちづくりの観点	都市計画道路の方向性	持続型都市づくり	公共交通機関(路線バス)のサービスが行われている道路															
				歩行者及び自転車の安全で快適な通行空間が確保された道路															
				沿道環境の向上に寄与する道路															
			広域的な生活圏の形成	都市の機能強化	地域拠点の骨格を形成する道路														
					市街地の活性化に寄与する道路														
			地域の個別課題への対応			都心地区及び地域拠点と地区拠点の連携を強化する道路													
			交通安全に寄与する道路																
			な基本的機能	交通機能		地域内の主要拠点(公共・公益施設、大規模小売店舗等)を連絡する道路													
		延焼遮断及び災害避難路となる道路																	
		空間機能		消防活動困難区域の解消を図る道路															
		(Ⅲ) 総合評価	一次評価の総括	必要性の確認		評価の項目数													
広域的な観点(該当する項目数)																			
地域のまちづくりの観点(該当する項目数)																			
再評価対象路線・区間の抽出																			
留意事項																			
合理性の視点	基幹道路ネットワークへの影響		再評価対象路線が基幹道路ネットワークに含まれていないかを確認																
	未整備による周辺道路への影響		再評価対象路線が未整備の場合の交通量(H42年推計)																
			再評価対象路線が未整備の場合の混雑度(H42年推計)																
	計画変更時の必要性の確認		近年に根本的な都市計画の変更を行っている場合は変更時の必要性を確認																
	道路の配置状況		周辺道路の配置状況を確認																
実現性の視点	他計画・事業との関連		他計画・事業等との関連の有無																
	地域ニーズ		道路整備に対する住民ニーズの有無																
	整備の方針		必要性・合理性・実現性の視点からの評価																
	計画存続に対する支障		①公共・公益施設②密集市街地③商店街④歴史・文化・景観資源の有無																
			整備の方針と計画存続に対する支障の各視点を比較検討し、支障の程度を総合的に評価																
	代替手法の確認		再評価対象路線の代替機能等を確保できるかを確認																
総合評価の総括			まとめ(考察)																
			評価結果(存続、個別評価、廃止候補)																
			留意事項																

基幹道路ネットワークの考え方について

基幹道路ネットワークを構成する道路は、広島県の広域道路網の形成及び福山市の将来都市像の実現に必要不可欠なものです。

この基幹道路ネットワークに該当する道路については、福山市長期未着手都市計画道路検討委員のうち、都市計画及び道路交通の分野の専門家から意見を聴取した上で、広島県広域道路整備基本計画における広域道路（交流促進型）及び福山市都市マスタープランにおける都市軸（広域連携軸、地域連携軸）に位置づけられている路線・区間としています。



広島県広域道路整備基本計画図

福山市都市マスタープラン都市構造図